

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 毛呂山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	3	3,500	9	0	0	3,500
1	80	キシレン	2	1	151,100	2	1,100	0	150,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	3	1,700	10	1,700	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	3	8,100	6	8,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	3	110,000	4	0	0	110,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1	3	4,200	8	0	0	4,200
1	300	トルエン	2	1	381,200	1	1,200	0	380,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	1	3	130,000	3	0	0	130,000
1	400	ベンゼン	1	3	23,000	5	0	0	23,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	3	6,500	7	6,500	0	0
		合計	—	—	819,300	—	18,600	0	800,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。